

兵庫県公報

平成25年6月25日 火曜日 第2503号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 平成26年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験の実施（同）	2
○ 平成25年度職業訓練指導員試験の実施（能力開発課）	5
○ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の所在地の変更の届出（しごと支援課）	6
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	6
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	7
○ 昭和33年兵庫県告示第454号（海岸保全区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 林業種苗生産事業者の登録（林務課）	8
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	8
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	8
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	11
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の認可（道路街路課）	12
○ 道路の区画の決定及び供用開始（道路保全課）	12
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	12
○ 昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部改正（港湾課）	13
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	13
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	14
○ 道路の指定（建築指導課）	14
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	14
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	15
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（同）	15
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	15
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	17
○ 運転免許証取得者教育施設の取消し	19

告 示

兵庫県告示第906号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成25年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- | | | |
|---|---------|--------------------|
| 1 | 名 称 | 足立病院 |
| | 所在地 | 神戸市西区伊川谷町有瀬696番地の2 |
| | 認定年月日 | 平成25年5月9日 |
| | 認定の有効期限 | 平成28年5月8日 |
| 2 | 名 称 | 市立芦屋病院 |
| | 所在地 | 芦屋市朝日ヶ丘町39番1号 |
| | 認定年月日 | 平成25年6月8日 |

認定の有効期限 平成28年6月7日
 3 名 称 三田市民病院
 所 在 地 三田市けやき台3丁目1番地1号
 認 定 年 月 日 平成25年6月16日
 認定の有効期限 平成28年6月15日



兵庫県告示第907号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、平成26年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験を次のとおり実施する。

平成25年6月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験期日、科目等

学 科	募集人員	修業年限	受 験 資 格	試験期日	試 験 科 目
助産学科	一般 13名程度	1年	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条各号のいずれかに該当する女子（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）	1 第1次試験 平成26年1月9日（木）午前9時30分から 2 第2次試験 平成26年1月10日（金）午前9時30分から	1 第1次試験（学科試験） (1) 専門分野Ⅰ・Ⅱ、統合分野 (2) 教養科目 ア 国語（近代以降の文章） イ 英語 2 第2次試験（第1次試験合格者に限る。） 面接
	社会人 7名程度	1年	看護師として県内の産科を有する同一施設で3年以上業務に従事している者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）で、本学院卒業後、県内に勤務する予定の女子	1 第1次試験 平成26年1月9日（木）午後0時30分から 2 第2次試験 平成26年1月10日（金）午前9時30分から	1 第1次試験（学科試験） 専門分野Ⅰ・Ⅱ、統合分野 2 第2次試験（第1次試験合格者に限る。） 面接
看護学科 2年課程 （全日制）	推薦 12名程度	2年	次の全てに該当する者 1 県内の准看護師養成所を平成26年3月卒業見込みの者のうち、高等学校を卒業している者で、当該養成所長の推薦した者 2 准看護師養成所の成績が学科目の平均点80点以上又は「優」が65%以上の者 3 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者 4 本学院入学時において、准看護師免許を取得している見込みの者	平成25年11月11日（月）午前9時30分から	1 小論文 2 面接

	一般 28名程度	2年	准看護師として3年以上業務に従事している者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定に該当する（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）准看護師（本学院入学時において当該免許を取得している見込みの者を含む。）	1 第1次試験 平成26年1月14日（火）午前9時30分から 2 第2次試験 平成26年1月15日（水）午前9時30分から	1 第1次試験（学科試験） (1) 専門基礎科目、専門科目（准看護師試験に準ずる。） (2) 教養科目 ア 国語（近代以降の文章） イ 数学I 2 第2次試験（第1次試験合格者に限る。） 面接
看護学科 2年課程 (定時制)	推薦 8名程度	3年	次の全てに該当する者 1 県内の准看護師養成所を平成26年3月卒業見込みの者のうち、高等学校を卒業している者で、当該養成所長の推薦した者 2 准看護師養成所の成績が学科目の平均点80点以上又は「優」が65%以上の者 3 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者 4 本学院入学時において、准看護師免許を取得している見込みの者	平成25年11月11日（月）午前9時30分から	1 小論文 2 面接
	一般 16名程度	3年	准看護師として3年以上業務に従事している者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）又は学校教育法第90条第1項の規定に該当する（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）准看護師（本学院入学時において当該免許を取得している見込みの者を含む。）	1 第1次試験 平成26年1月14日（火）午前9時30分から 2 第2次試験 平成26年1月15日（水）午前9時30分から	1 第1次試験（学科試験） (1) 専門基礎科目、専門科目（准看護師試験に準ずる。） (2) 教養科目 ア 国語（近代以降の文章） イ 数学I 2 第2次試験（第1次試験合格者に限る。） 面接
	社会人 16名程度	3年	次の全てに該当する者 1 准看護師として県内の施設で3年以上業務に従事している者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。） 2 本学院卒業後、県内に勤務する予定の者 3 平成26年4月1日現在で23歳以上である者	1 第1次試験 平成26年1月14日（火）午前9時30分から 2 第2次試験 平成26年1月15日（水）午前9時30分から	1 第1次試験（学科試験） 専門基礎科目、専門科目（准看護師試験に準ずる。） 2 第2次試験（第1次試験合格者に限る。） 面接

歯科衛生 学科	推薦 20名程度	3年	次の全てに該当する者 1 県内の高等学校又は中等教育学校を平成26年3月卒業見込みで当該学校長の推薦した者 2 調査書の学習成績概評がB段階以上の者 3 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者	平成25年11月11日（月）午前9時から	1 国語（近代以降の文章） 2 面接
	一般 20名程度	3年	学校教育法第90条第1項の規定に該当する者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）	1 第1次試験 平成26年1月9日（木）午前9時30分から 2 第2次試験 平成26年1月10日（金）午前9時30分から	1 第1次試験（学科試験） (1) 国語（近代以降の文章） (2) 英語 2 第2次試験（第1次試験合格者に限る。）面接

2 試験場所

神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書（兵庫県立総合衛生学院において平成25年7月1日（月）から同年12月10日（火）まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、下記(4)の受験料（定額小為替）を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間（いずれも提出期間最終日までの消印のあるものに限って受け付ける。）

学 科	区分	提出期間
助産学科	一般	平成25年12月1日（日）から同月10日（火）まで
	社会人	同 上
看護学科2年課程(全日制)	推薦	平成25年11月1日（金）から同月5日（火）まで
	一般	平成25年12月1日（日）から同月10日（火）まで
看護学科2年課程(定時制)	推薦	平成25年11月1日（金）から同月5日（火）まで
	一般	平成25年12月1日（日）から同月10日（火）まで
	社会人	同 上
歯科衛生学科	推薦	平成25年11月1日（金）から同月5日（火）まで
	一般	平成25年12月1日（日）から同月10日（火）まで

(3) 提出先

〒653-0052 神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

(4) 受験料

2,200円（定額小為替）

4 受験についての問合せ先

兵庫県立総合衛生学院

電話（078）733-6611（代表）



兵庫県告示第908号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する平成25年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成25年 6月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 免許職種、試験日時及び試験場所

区 分		免許職種	試 験 日 時	試 験 場 所	
学 科 試 験	指導方法	全職種	平成25年 9月 6日（金） 午前11時から正午まで	兵庫県立のじぎく会館 神戸市中央区山本通 4丁目 22番15号	
	関連 学科	系基礎学科	和裁科		平成25年 9月 6日（金） 午後 1時30分から午後 2時30分まで
		専攻学科	和裁科		平成25年 9月 6日（金） 午後 2時50分から午後 3時50分まで

なお、実技試験は実施しない。

2 試験の科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
和裁科	1 指導方法（上記指導方法に同じ。） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具及び見積り） イ 縫製法（縫製法及び縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理及び衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類及び裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学及び服装美学）

3 受験資格

(1) 和裁科

次のアからウのいずれかに該当する者で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第46条の規定により実技試験の全部が免除されるもの

- ア 法第44条第 1 項の規定による技能検定に合格した者
- イ 規則第45条の 2 第 2 項及び同条第 3 項に規定する者
- ウ 職業訓練指導員試験の受験資格を定める告示（昭和45年労働省告示第17号及び昭和63年労働省告示第 38号）に規定する者

(2) その他の免許職種

上記(1)のアからウまでのいずれかに該当する者で規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除されるもの

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者

4 合否判定基準

- (1) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の 6 割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の 5 割以上の得点がある場合は、合格とする。
- (2) 指導方法について満点の 6 割以上の得点がある場合（上記(1)に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

(3) 系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の5割以上の得点がある場合（上記(1)に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

5 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書

イ 受験資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課技能振興係

(3) 申請書類の提出期間

平成25年7月8日（月）から同月24日（水）まで

（受付は、午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成25年7月24日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受験手数料

3,100円

手数料は、兵庫県収入証紙を受験申請書に貼付して納付するものとする。

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成25年10月1日（火）に兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課入口に掲示するとともに県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。

7 その他

(1) 受験申請書は、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課、各県民局及び公共職業能力開発施設において配布する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒（角形2号）（宛先を明記の上140円分の切手を貼る。）を添えて、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課に申し込むこと。

(3) 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課技能振興係

電話（078）362-3369（直通）



兵庫県告示第909号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターから次のとおり所在地を変更する旨の届出があった。

平成25年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 届出法人名 社会福祉法人 いたみ杉の子
- 2 名称 阪神北障害者就業・生活支援センター
- 3 変更前住所 伊丹市鴻池1-10-15
- 4 変更後住所 伊丹市西台5-1-11
- 5 変更予定日 平成25年7月1日



兵庫県告示第910号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

太田土地改良区
退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	西 垣 進	丹波市山南町太田757番地 2
同	中 西 正 一	同 市山南町太田318番地
同	西 垣 孝 司	同 市山南町太田420番地 1
同	中 西 邦 雄	同 市山南町太田316番地
同	中 西 智	同 市山南町太田795番地
同	野 垣 克 巳	同 市山南町太田466番地
同	西 垣 輝 雄	同 市山南町太田448番地
同	片 瀬 正 史	同 市山南町太田818番地 1
同	中 島 康 博	同 市山南町青田618番地
同	齋 藤 修	同 市山南町青田377番地 1
同	若 林 司	同 市山南町青田590番地 2
同	西 田 泰 三	同 市山南町大谷182番地
同	東 田 賢 治	同 市山南町大谷53番地 1
監 事	村 岡 静 夫	同 市山南町太田794番地
同	齋 藤 義 美	同 市山南町青田613番地
同	中 本 隆 明	同 市山南町大谷59番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	西 垣 進	丹波市山南町太田757番地 2
同	中 西 邦 雄	同 市山南町太田316番地
同	中 西 智	同 市山南町太田795番地
同	野 垣 克 巳	同 市山南町太田466番地
同	西 垣 輝 雄	同 市山南町太田448番地
同	若 林 司	同 市山南町青田590番地 2
同	原 田 昇	同 市山南町青田508番地
同	本 田 文 雄	同 市山南町大谷140番地
同	本 田 みつ子	同 市山南町大谷293番地 6
監 事	西 垣 莊 司	同 市山南町太田906番地
同	中 島 拡 次	同 市山南町青田330番地
同	中 本 隆 明	同 市山南町大谷59番地



兵庫県告示第911号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成25年 6月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
太田土地改良区	平成25年 6月 5日
小川中央土地改良区	平成25年 6月 5日



兵庫県告示第912号

昭和33年兵庫県告示第454号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
平成25年 6月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

「淡路島沿岸」を「淡路沿岸」に改める。
淡路沿岸の部西淡（三原郡西淡町）の款松帆の項慶野の目を次のように改める。

慶野	イ線、ロ線、ハ線、ニ線及びホ線により囲まれた区域 注 イ線 慶野松原保全区域ハ線の終点から96度256メートルの地点まで引いた線 ロ線 イ線の終点から6度126メートルの地点まで引いた線 ハ線 ロ線の終点から22度96メートルの地点まで引いた線 ニ線 ハ線の終点から292度215メートルの地点まで引いた線 ホ線 ニ線の終点からイ線の起点まで引いた線
----	---



兵庫県告示第913号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、林業種苗生産事業者を次のとおり登録した。
 平成25年 6月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以 外の苗 木育成	
淡29	池 本 浩 二 淡路市黒谷155	○	○	○	○	生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ



兵庫県告示第914号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成21年兵庫県告示第760号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成25年 7月 7日限りで消滅する。

平成25年 6月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

家島加入区
 大津加入区



兵庫県告示第915号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成25年 7月 8日から発生する。

平成25年 6月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

家島加入区
 大津加入区



兵庫県告示第916号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 6月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
江井ケ嶋酒造株式会社
明石市大久保町西島919
代表取締役 平 石 幹 郎
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
江井ケ嶋酒造株式会社
明石市大久保町西島919
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	10号口 洗浄施設	
能	力	3,600本/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後20日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時30分～17時30分 8時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7～9	7～9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	30	30
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	10
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	0.2	1.0
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.01	0.1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		48	48

備考 既設特定施設を廃止するため、排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年 6月25日から同年 7月16日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第917号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 6月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
川崎重工業株式会社明石工場
明石市川崎町1番1号
明石工場事務所長 岡 本 望
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
川崎重工業株式会社明石工場
明石市川崎町1番1
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)		
	能 力	110m ³ /分	140m ³ /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～19時 10時間		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～8	6～8	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	50	100	20	30
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	50	100	40	50
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	りん含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0.5	0.5	0.5	0.5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	0.8	0	1.5	

備考 既設特定施設を廃止するため、排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年 6月25日から同年 7月16日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第918号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号) 第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 6月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
和光純薬工業株式会社播磨工場
赤穂市折方1543番地
工場長 名古屋 守
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
和光純薬工業株式会社播磨工場
赤穂市折方1543番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号ろ過施設	
能	力	バスケット容量167L	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後18日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～8	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	10,000	10,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	20	50
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	7,000	7,000
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 kg/日)		1.44	1.44

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年 6月25日から同年 7月16日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第919号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 6月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（1・2級基準点測量）
- 2 作業期間
平成24年10月1日から平成25年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市の一部



兵庫県告示第920号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成25年 6 月 25 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
明石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
8.7.502号 明石駅南歩行者道
- 3 事業施行期間
平成25年 6 月 25 日から平成29年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
明石市本町一丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように決定し、平成25年 6 月 25 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年 6 月 25 日から 2 週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年 6 月 25 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 社 町 停 車 場 線	加東市河高字宮ノ本2488番4から 同 市河高字小谷2602番1まで	新	9.0から 40.0まで	1,114.0	終点 変更



兵庫県告示第922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 6 月 25 日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 6 月 25 日から 2 週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年 6 月 25 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道 3 7 2 号	加東市田中字蓼原104番4から 同 市河高字小谷2602番1まで	旧	7.0から 50.0まで 10.0から 51.0まで	3,177.0 2,328.0
		新	10.0から 51.0まで	2,328.0



兵庫県告示第923号

昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年6月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

淡路沿岸の部西淡の款松帆の項慶野五色の目を次のように改める。

慶野 五色	イ線、ロ線、ハ線、ニ線及びホ線により囲まれた区域 イ線 慶野松原保全区域ハ線の起点より24度233メートルの地点を起点として292度204メートルの地点まで引いた線 ロ線 イ線の起点から16度270メートルの地点まで引いた線 ハ線 ロ線の終点から292度180メートルの地点まで引いた線 ニ線 ハ線の終点から206度75メートルの地点まで引いた線 ホ線 ニ線の終点からイ線の終点まで引いた線
----------	--



兵庫県告示第924号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成25年6月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 ルートインジャパン株式会社
代表者の氏名 永 山 泰 樹
住所 東京都品川区大井1丁目35番3号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 （仮称）ホテルルートイン小野
所在地 小野市敷地町字ナカヲ1503—1、中島町字大下76—1
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
縦覧期間 平成25年6月25日から同年7月8日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成25年6月25日から同年7月8日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第925号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、加東市天神東埴鹿谷土地区画整理組合の事業計画の変更を平成25年6月13日に認可した。

平成25年6月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第926号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年6月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25西播予定 0001号	25. 6. 10	赤穂市有年牟礼字大藪1091番、1092番、1093番、1094番1、1095番、1102番1、1102番2、1103番の各一部、1092番地先水路		
		同市有年横尾字松ヶ瀬100番2、100番8、112番1、112番2、113番、114番1、114番2、114番3、115番、116番、121番1、132番1、132番6、133番1の各一部、133番2地先里道、115番地先水路		
		同市有年横尾字丁田134番1、134番2、135番1の各一部、135番2、136番1の一部、136番2、137番1の一部、137番10、137番11、137番12、137番13、137番14、137番15、137番16、137番17、137番18、137番20、137番21、137番22、137番23、137番24、137番25、137番35、137番36、137番37、137番38、149番1、149番2、150番1、150番2、151番、152番、153番1、154番1、155番2、155番5、155番6、155番7、155番8、156番1、157番、158番1、159番1、160番1、160番6、160番8、160番10の各一部、136番2地先里道、134番1地先水路	20.00	131.00
			8.00	243.00
			6.00	431.00
			5.00	324.00
			4.00	88.00



兵庫県告示第927号

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、平成25年7月1日から適用する。

平成25年6月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

3の表中

「

株式会社 みずほ銀行	同上	
株式会社 みずほコーポレート銀行	同上	

」

を

「

株式会社 みずほ銀行	同上	
------------	----	--

」

に改める。

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成25年 6 月 25 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 三和石油店	川西市矢間3丁目9番10号	平成24年12月20日



軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成25年 6 月 25 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
100 リットル 券	農業	H21 4062556	平成25年 12月31日	1	加古郡稲美町国岡1-173 株式会社 J A オートサービス 天満給油所	東播磨 県民局	平成25年 4月5日



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年 6 月 25 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) マナビエンテリアハーツ川西店
所在地 川西市加茂六丁目13番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社K&K

住所 尼崎市名神町一丁目18番25号

代表者の氏名 四 宮 慶太郎

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
ネットヨタ神戸株式会社	尼崎市名神町一丁目18番25号	四 宮 慶太郎
株式会社マナビインテリアハーツ	高知市針木東町24番10号	真 鍋 守 利

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年 2月 1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,218.3平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

124台

(2) 駐輪場の収容台数

16台

(3) 荷さばき施設の面積

124平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

29.9立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
ネットヨタ神戸株式会社	午前 9時30分	午後 6時
株式会社マナビインテリアハーツ	午前10時	午後 8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9時から午後 8時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1	午前 8時から午後10時まで
荷さばき施設 2	午前 9時から午後 8時まで

8 届出年月日

平成25年 5月31日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年 6月25日から 4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年10月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第204号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年6月25日

兵庫県公安委員会

委員長 橋本 猛 伸

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成25年7月29日（月）から8月5日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

平成25年8月1日（木）から同月5日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、8月5日（月）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、

継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成25年7月1日(月)から同月12日(金)までの間(土曜日及び日曜を除く午前10時00分から午後5時30分まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 前記3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(ロ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ハ) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ニ) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ホ) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 前記3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(ロ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ハ) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ニ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ホ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)

9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166



兵庫県公安委員会告示第205号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2第5項の規定に基づき、次とおり運転免許取得者教育を行う者としての認定を取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第12条の規定により、公示する。

平成25年 6月25日

兵庫県公安委員会
委員長 橋 本 猛 伸

名 称	株式会社 佐用自動車学院
住 所	兵庫県佐用郡佐用町平福188番地
代表者の氏名	中 安 延 哉
施設 の 名 称	佐用交通安全教育センター
施設 の 所 在 地	兵庫県佐用郡佐用町平福188番地
課程の区分及び名称	(1) 大型自動車又は普通自動車の運転の経験が少ない者に対するもの エンジョイ・ドライブ教育
	(2) 大型自動二輪、普通自動二輪車又は原動機付自転車の運転の経験が少ない者に対するもの エンジョイ・ライディング教育
	(3) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせないために行うもの シルバー・スキルアップ講習
	(4) 高齢者に対するもの（前記(3)に掲げるものを除く。） 熟年ドライバー講習
	(5) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。）第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの 熟練ドライバー教育
	(6) 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（前記(1)及び(2)に掲げる者を除く。）に対するもの（前記(5)に掲げるものを除く。） スキルアップ教育
認定を取り消した年月日	平成25年 5月30日